

令和3年9月7日招集

第6回若桜町議会定例会会議録

(令和3年9月16日)

若桜町議会事務局

令和3年第6回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和3年9月16日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時45分			
応 招 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	前 住 孝 行
	2 番	青 木 一 憲	7 番	中 尾 理 明
	3 番	山 根 政 彦	8 番	山 本 晴 隆
	4 番	山 本 安 雄	9 番	川 上 守
	5 番	小 林 誠		
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	前 住 孝 行
	2 番	青 木 一 憲	7 番	中 尾 理 明
	3 番	山 根 政 彦	8 番	山 本 晴 隆
	4 番	山 本 安 雄	9 番	川 上 守
	5 番	小 林 誠		
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総 務 課 長	藤原 祐二	地域整備課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	上川 恭子	農山村整備課長	中島 毅彦
	にぎわい創出 課長	川戸 康之	ふるさと創生課長	谷本 剛
	会計管理者	小林 貴之	税 務 課 長	前田 弥生

会議の顛末

本会議（9月16日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第51号 令和2年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 令和2年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 令和2年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 令和2年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 令和2年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

本件に関し、委員長の報告を受けます。

決算審査特別委員会委員長、山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

若桜町議会報告第10号、決算審査特別委員会審査報告書。

1 付託案件の名称

議案第51号 令和2年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の決算の認定について、議案第53号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計の歳入歳出の決算の認定について、議案第54号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出の決算の認定について、議案第56号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 令和2年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 令和2年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出の決算の認定について、議案第60号 令和2年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 令和2年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出の決算の認定について。

2 審査の経過

令和3年9月7日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月9日、10日、13日、14日、15日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長並びに関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、主なる意見と審査の結果を次のとおり報告します。

3 主なる意見

一般会計 災害対策費・・・災害時に備え、備蓄品が指定避難所や集落公民館の数か所に準備されている。避難場所となるべく集落公民館に必要な備蓄品を聞き取るなどして、安心して避難できる環境整備に努められたい。

4 審査の結果

当委員会に付託された議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議

案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号は、認定すべきものと決定いたしました。以上です。

議長（川上守）

ただいま、委員長から報告がありました、これについて質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。

7番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、議案第51号 令和2年度一般会計決算に反対の討論を行います。反対箇所は、款3民生費、項1社会福祉費、目7同和対策費中、同和対策事業費67万5,190円のうち、解放同盟高野支部への補助金50万円であります。

例年に比べ支出が減ったという中には、コロナ禍での出張旅費等が減額になったということでもありますけども、根本的なところでの私の反対を次のとおり申し上げます。

私は、支部は任意の運動団体であり、補助金に頼ることなく自主運営を行うのが当然だと考えます。より重要なのは、同和対策特別事業がもはや法的根拠を失っていることです。なかんずくこのまま補助が続けば地区の固定化にもつながりかねません。したがって、この支出を認めることはできません。

さて、私はここ数年、一般会計の反対討論

の中で、埼玉県深谷市、本庄市、上里町、各市町が同和事業を終結し、関係地域で必要に応じて事業は一般施策に位置づけて行っている事例を紹介してきました。別の言い方をすれば、町は壁を取り払い、全ての町民が等しく安心して暮らせるまちづくりに全力を上げるということです。

1974年に引き起こされた八鹿高校事件を契機に、全国で同和終結に向けてまちづくりに立ち向かう自治体が、少しずつですが確実に増えてきました。

その先駆けの1つといえるのが福岡県岡垣町です。町報に記された記事により紹介します。1976年町民集会で、今後の町同和行政は憲法と地方自治法同和対策事業特別法に基づいて町民の地位と理解の下に行うと集会で決議し、その後、幾多の努力を重ね、1995年には、同和対策物的事業終結完了記念式典を行っています。当時の刀根町長は、「本日の終結完了記念祭を行政の大きな節目として、さらに住みよい岡垣町となるようご協力を」と呼びかけ、当時の三吉地区協議会長の岡田さんは、「これから私たちはより一層高い目標を持ち、全員の合意により自立宣言を目指したい」と決意表明されています。

その後も事例は年々と続いています。私が議会議員の第1期目に常任委員会で調査しました和歌山県吉備町、現有田川町では、同和終結のあかしとして、各種の町への納付金は地域の町民自身が率先して納めていると語られた教育長の言葉が忘れられません。一刻も早い同和終結を望み、以上で本議案の反対討論といたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

これより採決を行います。

最初に、討論のあった議案について採決を

行います。

議案第51号についての採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

議案第51号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

続いて、討論のなかった議案についての採決を行います。

議案第52号から議案第61号までを一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

議案第52号から議案第61号までは、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号から議案第61号までは、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第2

議案第62号 令和3年度若桜町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第62号 令和3年度若桜町一般会計

補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第63号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第63号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第64号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第64号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第65号 令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第65号 令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第66号 令和3年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第66号 令和3年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第67号 若桜町個人情報保護条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第67号 若桜町個人情報保護条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第68号 若桜町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第68号 若桜町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第69号 若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第69号 若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第70号 若桜町総合整備計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第70号 若桜町総合整備計画の変更について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第11

陳情第5号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、請願第7号 新型コロナ禍による米危機

の改善を求める請願書、を一括して議題とします。

審査結果について、総務産業教育民生常任委員会委員長に報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員会委員長、山根政彦議員。

総務産業教育民生常任委員長（山根政彦）

若桜町議会報告第11号、総務産業教育民生常任委員会審査報告

1 付託案件の名称 陳情第5号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情。

2 審査の経過 令和3年9月8日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月15日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果 当委員会に付託された陳情第5号は、不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第12号、総務産業教育民生常任委員会審査報告

1 付託案件の名称 請願第7号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願書。

2 審査の経過は、先ほどの若桜町議会報告第11号と同じになりますので、割愛させていただきます。

3 審査の結果 当委員会に付託された請願第7号は、不採択とすべきものと決定しました。

先ほど報告させていただきました議会報告第11号の審査の経過でございますが、令和3年9月8日というふうになっておりますけど、9月7日の間違いですのでよろしくお願いいたします。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（川上守）

ただいま、総務産業教育民生常任委員会委員長から報告がありましたが、これについて質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

陳情第5号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。7番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、陳情第5号、表題については省略させていただきます。賛成討論を行います。

国は、沖縄県民投票で示された7割以上の辺野古新基地建設中止の声を顧みず、普天間基地の代替えという名で新基地建設に向けた埋立工事を強引に進めています。

建設以前から周辺海域に生息する貴重な珊瑚群とジュゴンなどの生態系の破壊的な影響、海底が超軟弱地盤であることから、沖縄県は国に対し数々の中止措置を求め続けています。にもかかわらず、県の要望はことごとく退けられ、まさに民意は踏みにじられています。

また、事もあるように、辺野古新基地建設に沖縄戦没者の遺骨の残る、沖縄本島南部地域の土砂を使い、埋立てしようとしているのであります。

それに反対し、遺骨収集に献身的に取り組んでこられた具志堅隆松さんは、この方については本定例会への町議会に対して要望書を提出されている方ですけれども、次のように語っています。この遺骨の眠る場所からの土砂採取をすることは、戦没者に対して物理的・精神的な冒瀆と批判するとともに、DNA鑑定ができる遺骨は収集し、風化遺骨は現場に安置し、子どもたちが平和を考える学習の場にしてほしいと。

具志堅さんは、辺野古への土砂採取を問答無用と言わんばかりに進めている国・防衛局に対し、中止するよう粘り強く働きかけをされています。このまま土砂の埋立てを含め、基地建設を強行することは、民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の侵害と言っても過言ではありません。

私自身は、アメリカ軍は基地ごと撤退すべきだと考えますが、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは国民的議論により決すべきであり、最終的には国権の最高機関である国会で、国が最終的に責任を負うなどの仕組みの中で決めるべきではないかと考えます。以上で、本陳情の討論を終わります。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

陳情第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

陳情第5号を、委員長報告のとおり不採択することに賛成の方はご起立お願いします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

続いて、請願第7号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。7番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、請願第7号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願に、賛成する立場で討論を行います。

8月25日農林水産省は、2020年度の食料自給率、カロリーベースが前年度比1ポイント弱低下し、37.17%となったと発表しました。米が不作だった1993年度や天候不順だった2018年度を下回り、1965年の統計開始以降、最低を更新しました。

自給率を支えてきた米の需要量は、人口減少や食の多様化の進行で減少傾向が続いています。新型コロナ感染の中、マスコミなどでは、外食産業などでの米の需要急減が米価に及ぼしていると報道していますが、その大ごとには国の外国農産物の輸入拡大、食料の外国依存があります。

また、古くは食料管理制度を廃止されて以降、国民の食の中心である米に対する国の施策がどんどん後退し、米の売価価格を市場原理に委ねたまま放任し、米価安定施策に極めて消極的であることです。

さて、農民連ふるさとネットワークが調査した21年産米の概算金・買取り価格を見ると、新潟産一般コシヒカリは1万2,200円で、前年比1,800円下落するなど、17都道府県の60銘柄中50銘柄が下落と報告しています。

このままの状態が来年以降も続けば、来年の6月には在庫が250万トンとなり、適正在庫といわれる180万トンを大きく上回り、3年連続の大暴落を招きかねないと警鐘が鳴

らされています。

多くの農家が必死に育て上げていた米が、再生ラインと言われる1万5,000円にいつまでも到達しないなら、早晚米作りから撤退されることは、火を見るよりも明らかではないでしょうか。今こそ国は、米が市場に滞留した米の在庫を買い取るなどして米価を安定させ、農家が持続的に米生産に取り組めるようすべきです。

また、米余りを助長している、ミニマム・アクセス米の輸入数量の抑制を図ることも大切です。国は、買い入れた米を他国の例に学びフードバンクを制度化し、コロナ禍で苦しむ生活困難者や学生などへの食糧支援に使うべきです。

結びに、6月に開かれた全国知事会では、国に対し、需給環境の改善の取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買取り数を拡充することを求めています。幸い平井鳥取県知事がこのたび全国知事会長に就任されました。私は平井知事が早速、米価安定のためのリーダーシップを果たしていただけるのではないかと大いに期待しているところであります。

以上で、本請願に対する賛成討論といたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

原案賛成の方の発言を許します。4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

本町は、がんばる地域プランによって荒廃農地の減少をめざしております。これについては、議員全員一致で米、エゴマの栽培を推奨しておるところです。

この請願は、減少に向けた具体案の一つと考えます。また、コロナ禍において観光、飲食及び会社、法人関係では持続化給付金なり、

雇用調整助成金などの補助金などが助成されています。しかし、町内農地の多くを管理している小規模農家には、このようなことは助成対象となっておりません。

以上2点によって、この請願に賛成いたします。以上です。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

請願第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第7号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立をお願いします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第7号は不採択とすることに決定しました。

日程第12

議員提出議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。青木一憲議員。

議員（青木一憲）

議員提出議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記意見書を別紙のとおり提出する。令和3年9月16日提出。提出者 若桜町議会議員青木一憲、賛成者、若桜町議会議員小林誠、同じく山本晴隆、同じく山根政彦、同じく川上守、同じく前住孝行、同じく山本安雄、同じく梶原明。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活

への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準が下がらないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は、本来国庫補助金等により対応すべきであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長を断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税とし

て地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日、鳥取県若桜町議会。

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣様、以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第13

「閉会中の継続調査」についてを議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査

とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第6回若桜町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時25分 閉 会